

副本

平成30年(ワ)第51号 個人情報抹消請求事件

原告 三輪唯夫 ほか3名

被告 国 ほか1名

第4準備書面

令和元年10月3日

岐阜地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告国指定代理人	岡部直樹
	廣兼昌久
	長谷川広明
	田畑宏
	近藤治彦
	奥村神奈
	大澤一輝
	小出智博
	石森光輝
	森達彦
	渡邊圭

被告国は、平成30年11月29日付け第2準備書面（未陳述）における主張を整理するとともに（後記第1）、原告らの2019（令和元）年7月22日付け原告第15準備書面（以下「原告ら第15準備書面」という。）における請求の原因に対して、以下のとおり認否する（後記第2）。

第1 原告らの被告国に対する請求に係る訴えは、依然として請求が特定されておらず、不適法であること

原告らは、「情報の保管の全てが抹消請求の対象である」とし、警察庁警備局が「原告らに関する個人情報等を保管していることの全てが原告らの権利を侵害する違法なものであり、抹消請求の対象である」と主張している（原告ら第15準備書面・3及び4ページ）のであるから、結局は、警察庁警備局が保管している原告らに関する一切の情報の抹消を求めていることになるから、原告らの被告国に対する請求に係る訴えは、依然として請求が特定されておらず、不適法である。

第2 原告ら第15準備書面に対する認否

1 はじめに

警察法2条1項は、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。」と規定していることを受けて、警察庁においても、この責務を遂行するために、法令の範囲内で必要な情報収集をしている。

しかしながら、警察がどのような情報を、いつ、どのように収集し、保有しているか、といったことが外部に明らかになれば、今後の警察の情報収集活動自体が困難になるばかりか、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

例えば、警察が保有する個人に関する情報には、特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かに関する情報のほか、警察が当該個人のいかなる点に着目して情報収集活動を行っているかに関する情報や、当該情報収集活動の手法に関する情報等が含まれているのであって、これらの情報が公にされれば、警察の情報収集活動の実態が明らかにされることとなり、その結果、特定の個人はもとより、その他広く犯罪行為を企てている者において、その活動を潜在化、巧妙化するなどの回避措置が講じられたり、証拠の隠滅が図られ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるのである。

そして、このような情報の内容、性質に照らせば、その存否を答えること自体によって、特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かが明らかとなり、その結果、上記のような回避措置等が図られるおそれがあることから、原告らが、警察庁警備局が保有すると主張する個人に関する情報については、個別に認否しない。

2 請求の原因に対する認否

(1) 「第1 情報の保管の全てが請求抹消の対象である」について

ア 「1 原告らの様々な個人情報と保管している公安警察」について

相被告岐阜県に関する事項につき、認否の限りでない。

イ 「2 そして、以上のことは、警察庁警備局にもそのまま当てはまる。」について

警察法5条4項が「国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。」と規定し、同項4号において「次に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。」と規定し、同号イないしハにおいて「イ 民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案」、「ロ 地方の静穏を害するおそれのある騒乱に係る事案」、「ハ 国際関係に重大な影響を与え、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要、爆発物の

所持その他これらに準ずる犯罪に係る事案」と規定していることは認め、その余は、原告らの意見を述べるものであり、認否の限りでない。

(2) 「第2 岐阜県警本部警備部及び岐阜県警各警察署警備課において保管している情報」について

相被告岐阜県に関する事項につき、認否の限りでない。

(3) 「第3 警察庁警備局において保管している情報」について

上記1で述べた理由により、認否しない。

(4) 「第4 まとめ」について

ア 第1段落について

相被告岐阜県に関する事項につき、認否の限りでない。

イ 第2段落について

原告らが、警察庁警備局が保管している原告らに関する一切の情報の抹消を求めている点については、争う。

その余については、上記1で述べた理由により、認否しない。

第3 被告国の主張

原告らの主張の補充を待つて 追って準備書面により明らかにする。

以 上